出席議員(18名)

1番	平間	奈緒美	君	2番	佐々木	裕 子	君
3番	佐久間	光洋	君	4番	髙 橋	たい子	君
5番	安 部	俊 三	君	6番	佐々木	守	君
7番	広 沢	真	君	8番	有 賀	光 子	君
9番	水 戸	義 裕	君	10番	森	淑 子	君
11番	大 坂	三 男	君	12番	舟 山	彰	君
13番	佐 藤	輝雄	君	14番	星	吉 郎	君
15番	加藤	克 明	君	16番	大 沼	惇 義	君
17番	白 内	恵美子	君	18番	我 妻	弘 国	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	亚	間	春	雄	君
会 計 管 理	! 者	小	林		功	君
総 務 課	長	村	上	正	広	君
まちづくり政策	課長	大	場	勝	郎	君
財 政 課	長	水	戸	敏	見	君
税 務 課	長	永	井		裕	君
町民環境調	果 長	吾	妻	良	信	君
健康推進調	果 長	大	宮	正	博	君
福 祉 課	長	平	間	忠	_	君
子ども家庭	課長	笠	松	洋	二	君
農 政 課 長農業委員会事務	. 併 . 局長	加	藤	嘉	昭	君

商工観光課長 菅 野 敏 明 君 都市建設課長 大久保 政 一 君 上下水道課長 加藤 克 之 君 槻木事務所長 高 橋 礼 子 君 危機管理監 佐 藤 男 君 富 地域再生対策監 長谷川 敏 君 税収納対策監 君 武 山 昭 彦 公共施設管理監 小 野 宏 君

教育委員会部局

 教育長
 阿部次男君

 教育総務課長
 小池洋一君

 生涯学習課長
 丹野信夫君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 松崎
 守

 主
 査
 太田健博

議事日程(第1号)

平成22年10月28日(木曜日) 午前10時 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第4 議案第1号 平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明許) 請負変更契約について
- 第5 議案第2号 平成22年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

O議長(我妻弘国君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成22年柴田町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(我妻弘国君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番佐藤輝雄君、 14番星 吉郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(我妻弘国君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日 と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

O議長(我妻弘国君) 日程第3、報告第1号、専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

O町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました、報告第1号、専決処分の報告についての報

告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成22年8月24日に、船岡城址公園入り口道路において発生した交通事故について、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(村上正広君) それでは、ただいま議題となりました報告第1号、専決処分についての詳細説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、状況でございますが、平成22年8月24日、午前9時ごろでございます。船岡城 址公園の入り口道路におきまして、町のマイクロバスが新任教職員の町内視察のために城址 公園の上に上ろうということで走行しておりました。上り坂の急カーブを右の方に曲がって いったところ、上から、城址公園の方から軽自動車がおりてきまして、町のマイクロバスに 気づいて一たんは停止をしたということでございまして、町のマイクロバスもそこからバッ クも、それから上りもなかなかできないので、どうしてもこちらは上る方だったものですか ら、注意しながら上ったんですけれども、後部の方と軽乗用車の方の接触がありまして、そ れの損害賠償ということになったわけでございます。

責任の割合につきましては、当然、相手方はとまったということでございましたので、町の 方が100%という責任になってございます。そういった修理等についての車両保険対応という ことでさせていただいた案件でございます。公用車を運転しておりました職員等につきまし ては、厳重注意ということでさせていただいております。

なお、今現在、そういった損害賠償等々の交渉している案件は今のところ一切ございません ので、なお報告させていただきたいというふうに思います。

それでは、報告書の3ページをお願いしたいというふうに思います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町 長の専決処分指定事項第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年10月12日に専決してございます。

町長名でございます。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

平成22年8月24日、船岡城址公園入り口道路において発生した自動車と公用車による交通事故に伴う損害賠償に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めるということでございます。

記でございます。

1、和解及び損害賠償の相手方でございます。宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼壇107番地、渡邊テル子さん。

実は、軽自動車が代がえでございまして、所有者が渡邊テル子さん、皆さんご案内のとおり、自動車の代がえの車を借りて運転されていて接触したということで、やっぱり所有者との和解になりますので、どうしても渡邊さんということに相手方がなってございます。渡邊さんが運転したわけではございません。別な土手内の方が運転していたということでご理解願いたいというふうに思います。

和解の内容でございますが、町は相手方に損害賠償額11万5,500円を支払うこととし、相手 方はその余の請求を放棄するということでございます。

損害賠償の額11万5,500円。保険で対応したということになってございます。 よろしくお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) これより先例により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑 ありませんか。13番佐藤輝雄君。
- ○13番(佐藤輝雄君) 船岡城址公園の入り口付近の年間の事故率、関連するわけですが、どの くらいのところあるのか。今度は物産館が出るのでお客さんが余計通るのでないかと思うの で、その辺をお伺いいたします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(村上正広君) 特に事故率というような形で調査しているわけではございませんが、私の記憶では、私も商工観光課昔担当していまして、あの当時上から、そこにアルバイトに来ていた方だったんですが、上からおりてきたときに、相手とぶつかったわけじゃないんですけれども、そのまま傾斜地をおりていって、事故は本人けがはなかったんですけれども、そういった事故等があります。年間どのくらいというのは調べておりませんのではっきりわかりませんが、ただ上り坂でございますので、そんなスピード出しているということでございませんので、大きな事故はないというふうに考えてございます。
- ○議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) ほかにないようでございますので、報告第1号、専決処分の報告を終結 いたします。

日程第4 議案第1号 平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明許) 請負変更契約について

○議長(我妻弘国君) 日程第4、議案第1号、平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました、議案第1号、平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事)(繰越明許)工事請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります船岡中学校屋内運動場改築工事において、工事の一部に変更が生じたため、契約の変更を行うものです。

主な変更内容は、内壁や天井などの非構造部材の落下防止のための軽量鉄骨の増量と、換気 方法の変更による換気ガラリの仕様変更及びアリーナ南側出入り口へのスロープの設置を行 うものです。

請負業者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの です。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 議案第1号、平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明許) 請負変更契約の詳細についてご説明いたします。

船岡中学校屋内運動場改築工事につきましては、平成22年2月に設計が完了し、3月に入札を行い、平成22年第1回柴田町定例会において契約議決をいただいております。

資料の1ページの方をごらんください。

右側の表になりますが、今回の屋内運動場改築工事の総予算額は5億1,080万円となっております。建築工事の当初請負額は3億9,690万円で、変更金額は1,138万2,000円となり、変更

後の金額が4億828万2,000円となります。

変更概要についてご説明いたします。

鉄骨工事につきましては、今回の工事の管理を委託しております財団法人宮城県建築住宅センターとの協議の中で、白石高校などのこれまでの経験から、耐久性、安全性についての助言をいただき検討を行いました。今回建築する屋内運動場は構造的には十分に満足する設計となっておりますが、災害時の避難所にもなっていますことから、床や壁の下地材や屋根周りの軽量鉄骨をふやし、部材強化により建物の安全性や耐久性をより高めるものでございます。また、雨や雪対策といたしまして、屋根の勾配を5%から10%に変更し、下地材の追加、変更を行い、これまで以上に耐久性、雨漏りの防止を図るものでございます。

次に、鋼製建具工事ですが、屋内運動場の換気設備のガラリ、通風口になります、については、運動場としての利用には問題はございませんが、式典などの静粛な行事を行う場合に、通風口の吸気音や排気音が発生する可能性がありますことから、通風口の大きさを大きく変えるものです。そして、機能の向上を図るものでございます。

スロープ設置工事につきましては、当初からバリアフリーを考えて、正面入り口にスロープを設置しておりましたが、利用者の利便性や火災等の避難経路を確保するため、南側からの出入り口にスロープを1カ所追加するものでございます。

次に、左側の図面をごらんください。

上の図面は南側の立面図で、校庭側になります。中央の大きな赤枠のところに、新たにスロープを設置する計画になります。内側の赤枠が換気用の通風口になります。

下の図面は東側の立面図で、正面玄関になります。右下の通風口は器具庫に当たりますが、防臭防湿の観点から新たに追加設置するものでございます。

2ページをお開きください。

1階の平面図になります。南側の青枠の部分がアリーナのスロープを追加する場所になります。また、赤枠の部分が換気のための通気口の位置を示したものでございます。通気口は器 具庫に1カ所追加いたしましたので、全部で10カ所に設置することになります。

最後に、工期の変更を9月14日に行っておりますので、ご報告いたします。

当初3月の契約時点では、工期を平成22年3月19日から22年12月24日までとしておりましたが、学校の行事や中体連の練習等で屋内運動場を使用せざるを得なかったため、解体がおくれておりました。夏休み中に工事を追いつかせようと努力をいたしましたが、記録的な猛暑のため工事が思うように進まず、工期を平成23年2月28日までに変更を行っておりますの

で、ご報告いたします。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

議案第1号。

平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明許) 請負変更契約について。

平成22年3月18日議決の平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明 許)請負契約について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成22年10月28日。

柴田町長滝口 茂。

記。

1、契約の金額。変更前3億9,690万円。変更額1,138万2,000円増。変更後4億828万2,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。 9番水戸義裕君。
- ○9番(水戸義裕君) 変更の概要ということでは、この辺、床の数量増加とか、あとこの勾配が約倍になるということで、こういったことということと、それから予算額に対して請負額が最初から3億9,000万ということで、これ予算額と請負額との差という、最初からこういうふうに低く見て、途中からこういう変更もあるということで、こういうふうな額の決め方をするのかどうかということをちょっと聞きたいと思うんです。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 屋根の勾配を5%から10%に変えたという理由につきましては、住宅建築センターの方から、これまでの経験から、雨漏りを防止するためには5%よりも10%の方が安全であるというようなご指導をいただいております。それから、学校施設関係については、これまでも雨漏りが発生しており、児童生徒に迷惑をかけているというような状況から、今回より安全な10%の勾配に変更を行っているものでございます。

それから、今回の変更でございますが、当初から変更を予定していたわけではございませんで、管理をしていただいております住宅建築センターの方からアドバイスをいただいての変更というような内容でございます。以上です。

〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。

○9番(水戸義裕君) わかりました。

でも、聞いていると、住宅センターのアドバイスを最初から当てにしたということはないと思うんですが、何かそういうふうにも聞こえないこともないかなと。それで、こういう設計の段階というのは非常に難しいだろうとは思うんですけれども、やはりもうちょっと積み上げていってしっかりしたものという形でやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。体育館でこういうことになると、今度学校建設となったら、今度学校のときも、こう、ちょくちょくちょく変わるんじゃないかというふうな懸念をするわけですよね。そういった意味で、これは質問じゃなくて、注文という形になりますが、よくよくその辺を精査していただきたいということで。もし、こういうことが、当然あってはならないとは言いませんけれども、余りこういう例が多いのはどうなのかなというふうに思いますので、そういうことで一言。

- ○議長(我妻弘国君) ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 水戸議員のに関連すると思いますけれども、その県の住宅建築センターですか、この工事そのものは始まる前の、言うなれば基礎設計とかそういう段階からアドバイスというか指導を受けていたんでしょうか。工事が始まって管理を任せると、センターにですね、そして工事をやっている間に、そのセンターの方で、実は、例えば県内で自石高校の工事のときこういうこともあったから、柴田町さん、今度のこの体育館でもこういう変更が必要というか、やった方がいいんじゃないですかというアドバイスを受けたのか。私が聞きたいのは、工事が始まる前の町として設計などをやる段階から、そのセンターの指導を受けてなかったかどうか。指導をちゃんと受けていれば、水戸議員が今言ったような、こういう途中での変更ということもあり得ないんじゃないかという気がするんですけれども、そこ、どうだったんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 設計の前から指導を受けていたのかというようなことでございますが、宮城県の建築住宅センターからは、設計段階では受けておりません。その後、工事を発注してから管理をお願いしているというような状況でございます。
- O議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) あとは、水戸議員が言った、予算が5億ちょっとで、入札して落札額が 3億9,000万ちょっと、変更で今度4億ということですけれども、何かこれを一般の町民の方 が見ると、ある程度変更を見込んでたというふうにもとれるんですよね。また、予算の枠が

あるからこの変更をするというふうにもとれるんですけれども、ちょっとそこどうなんでしょうかね。もう一度、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 変更を見込んでいたということではございません。今回、宮城県の建築住宅センターの方から、これまでの経験を生かしてアドバイスをいただいて、今回変更を行うというような内容でございます。

なお、当初の設計段階から、変更ができるだけないようにやっていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 再々質問ございますか。はい、どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 例えば、町の方がいろんな工事がふえて、その担当課の担当者が余裕がないというか、今回どちらかというとそういうこともあったというふうに考えられますかね。これは教育総務でなくて、都市建設課になるかもわかりませんけれども。というのは、先ほど水戸議員も心配したような、今後またいろんな槻木の方の学校とか直すとか、あと今度我々に示す新長期総合計画の原案という中には、いろいろ町内の小学校の改修というふうなことがちょっと出ているんですけれどもね、そういうように工事等がふえるという意味で、町の建設関係の方の担当者の方に余裕がないといったら何ですけれども、今回こういうことで、私、もう一つ最後に聞きたいのは、急に県のセンターから、ここ変更しないとまずいですよというアドバイスがあったのか。それとも、町の方からある程度聞いたから、センターからこういうアドバイスがあったのか。この2点ですね。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。公共施設管理監。
- ○公共施設管理監(小野宏一君) 建築センターからアドバイスがあったのか、町の方から求めたのかということの質問でございますけれども、建築センターさんから助言をいただいたということでございます。

それから、職員の余裕がないということでございますけれども、建物については建築確認申請を出して、構造計算書等に基づきまして、適合判定を受けて合格というようなことで発注しておりまして、発注自体には問題はなかったと考えております。その後、やっぱり建築センターさん等の助言をいただきまして、より安全によりいいものをつくるようにという考えでございます。

○議長(我妻弘国君) 管理監。あなたたちの仕事が余り多くて、仕事がいっぱいで余裕がないんじゃないかという質問があったんですけれども。都市建設課長。

○都市建設課長(大久保政一君) 都市建設課の中で公共施設管理監ということで、私の方から 回答させていただきたいと思います。

都市建設課に限らず職員常に忙しいと、こう思っておりますが、建築の関係のスタッフ、県内の市町村でも一流のスタッフだと、実は自負をしております。当然1級建築士、2級建築士おりますけれども、県内の市町村ではやっぱりトップクラスの職員だと、こう思っております。その中で、今回発注した中で一つあるんですけれども、年間の受任事業、建築関係ですね、21年度はたしか55件だったと思います。そういう中で、当然こういう大型事業が出てきますから、メインとしては、当然大型事業に軸足を置いて設計あるいは管理をしているわけですけれども、今のところ当然2名体制、そして住宅も含めて、施設監も含めて4名ということで、余裕があるかというとないというのが、まず現状です。その中で、施設、学校関係ですか、管理としては当然センターの方へ委託をしているということで、今事業を進めているところでございます。

- O議長(我妻弘国君) 補足の答弁を財政課長と総務課長にしていただきます。最初に、財政課 長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 資料の中で予算額が5億1,080万、当初請負が3億9,000万、変更後でも4億というふうで、まだまだ枠があるんじゃないかというふうに思われると、ちょっと内容説明が足りないなと思います。実は、電気と施設の分離発注をかけておりますので、それほど大きな請け差が出ているわけではありません。今回も1,100万の変更というのは予算の範囲内ですけれども、その許される範囲の中で行ったということでご理解いただきたいと思います。
- 〇議長(我妻弘国君) 総務課長。
- ○総務課長(村上正広君) 人為的な問題なので、私の方から若干補足させていただきたいと思います。

ご案内のとおり、前の議会でもお話ししておりますけれども、建築の方については1名今年度採用ということで、1回実施したんですが、なかなか1次が通ってこないということで、再度募集をかけるということでございます。ただ、募集かけても即戦力になるのかという問題もありまして、今県の土木の方と調整してまして、人事交流的な考え方の中で県の専門職員を一応今調整を行っているところで、方向的にはいい方向にいってるんで、できれば4月から、今議員おっしゃるように、いろんな建築関係が出てきておりますので、その体制をとっていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(我妻弘国君) ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) 構造についてお伺いいたします。

図面のNo.2の方ですね、右上の方に、今回追加になりました1階換気ガラリという赤の四角で囲まれたものがあります。これは1階の部分で、館全体の吸気排気をするものなのか。この四角い部屋を見ると器具庫となっていますね。これはドアがついて閉めておくと部屋の中だけしか効果がないのではないかと。全体として使うのであれば、このドアをあけておくという、こういった使い方をするのかどうかですね。

それと、あとNo.1の方の下の図面の東側の立面図というところで、先ほどお話がありました 屋根の勾配ですが、5%から10%になったということで、多分これは10%の勾配で書いてあ るんだろうと思います。それで、この屋根の勾配を見ますと、あと、多分左側とか両端のへ っこんでいるところ、これが排水になるんだと思うんですが、積雪なんかあった場合にきち んと排水できるのかどうか、その辺がちょっと心配だなと思うので、説明いただきたいと思 います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) まず、1点目の2ページの器具庫のガラリですが、これについては器具庫の湿気、防臭を図るためにここに換気扇、ガラリを1個設置するもので、全体というような考えではございません。

それから、2点目の10%の勾配の屋根になっているのかというようなことで、これについては10%の屋根の図面になっております。そして、積雪はこれで排除できるのかというようなことでございますが、雪に対しても計算上は処理できるような構造になっております。

- 〇議長(我妻弘国君) ほかに。11番大坂三男君。
- ○11番(大坂三男君) まず、今回変更工事があるということで、この変更工事の考え方で、今同僚議員からの意見、質問では、最初からそういうことは見越せなかったのかというような考えもありました。ただ、私は、私個人的には、こういう新築工事でもリフォーム工事でも、やはり工事を進めていく中で多少こういうことが出てくると。ですから、我が家を新築する場合でも1割2割は資金的に余裕を持って始めた方がいいですよとかという話もあるわけですね。今回の変更について、前回の校舎の方もありましたんですが、どうしても途中でこういう変更等が発生するということは避けられないのかどうか。まず、基本的にその辺ちょっとどういうふうに考えておられるのか、伺いたいと思いますし、例えば、今回宮城県建築住宅センターからのアドバイスだったということなんですが、このアドバイスを受ける、

あるいは管理してもらうということは、随時やっていくのか。今後ともこの建築の段階で、 今回はこういうアドバイスを受けてこういう変更があったけれども、またこれからもあり得るのかどうか、お伺いしたいし、この工事に限らず、これからいろいろ出てくる大型工事とか建築工事において、こういうアドバイスを受けて、安全面とかあるいは補強とかそういうことについては、改良すべきことは途中で工事変更になっても予算が必要になっても、それはやるべきだという考え方で今後ともやっていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。公共施設管理監。
- ○公共施設管理監(小野宏一君) 今後、管理ですね、建築センターさんとか頼んで行くかということでございますけれども、大きな工事につきましては、なかなか職員もずっとつきっぱなしとか大変でございますし、専門知識を持った建築センターさんにお願いしていきたいと考えております。

それから、当初からそういう変更を避ける方向で工事を発注できないかということでございますけれども、発注時点では建築確認申請とか構造計算とかいろんな面で検討しまして、申請を出しまして合格ということで発注しているところでございます。その中で、いろんな、今議員さんがおっしゃったように、いろんなところどころでいろんな不都合な点やそういうところが出てくる箇所も見込まれると思いますので、そういう点がありますので、今後そういうことが発生すると思っております。

- ○議長(我妻弘国君) じゃ、補足答弁として、副町長。
- ○副町長(平間春雄君) 変更のことなんですけれども、いろいろケースバイケース、もちろん ございます。ただ、これぐらい大きな工事になりますと、必ずやという表現もちょっと何な んですが、大小変更は出てくると。いわゆる図面でなかなか見えない部分等もございますの で、現場でいざ仕事が始まった場合、ここはどうなの、ここはどうなのというのが出てくる ということが多々ありますので、最初発注した図面で最後までそのまま行くというのもなか なか少ないのではないかと、経験上ですね。もちろんこれぐらいの大型工事なのであり得る。これからもそういう場面が出てくるだろうというふうに思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O11番(大坂三男君) 専門監がね、私が避けられないのかというような質問をしたというふう なとられ方をしたようですけれども、私はそうじゃなくて、ぜひ今後とも、今、経験者の副 町長がおっしゃるように、当初の図面ではわからない部分があるので、安全性とか利便性と かで必要があれば、ぜひ今後もそういう変更等についてはできる限りやっていくべきだとい

うふうに、私はそう思いますので、そういう私の考えを改めて、質問じゃないんですが、言 わせていただきたいと思いました。

- 〇議長(我妻弘国君) ほかに。14番星 吉郎君。
- ○14番(星 吉郎君) 勾配の件なんですが、屋根の勾配ですね。公共的な建物に対して、勾配が今までは5%だったのか、今回センターから指導してもらいまして10%になったのかね。 今までの建物の勾配の数字を教えてほしいなと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。公共施設管理監。
- ○公共施設管理監(小野宏一君) 屋根の形状もいろいろありまして、役場ですとフラットとかそういうことで、中学校の場合、ずっと雨漏り等でいろいろ学校から要望がございまして、その学校の要望と、それから最近ゲリラ豪雨とかが各地で発生するようになっておりますので、早く水を流すというようなことで少し勾配をきつめにということで、5%から10%ということで変更という考えでございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- ○14番(星 吉郎君) 勾配の数字を教えてほしいなと思うんですね。というのは、今までは 5%でやっていたから5%の数字で来たと。指導受けたから10%にします。まあゲリラ豪雨 等々がありますが、じゃあゲリラ豪雨があるんだったら、あと2%、3%勾配をきつくする のか、その辺の話をちょっと聞きたいと思います。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。公共施設管理監。
- ○公共施設管理監(小野宏一君) 建物によりましていろいろ屋根の形ございます。平らな形に すればそれなりのトヨとかそういうもので排水するようになります。この勾配等の考えにつ いては、その建物によりまして検討しながら設計していきたいと。(「違うの」の声あり)
- ○議長(我妻弘国君) はい、もう一度。きちんと。
- ○公共施設管理監(小野宏一君) 済みません。では、もう一度。
- O14番(星 吉郎君) あのですね、勾配は今までは、そういうフラットなことを言っているんじゃないですよ。屋根をつくったときに、公的なものは5%の勾配でやってきたのか。それとも、指導を受けたから10%になったのかね。屋根のフラットな、庁舎みたいなフラットな屋根は別に言いませんが、例えば老健施設とかつくった場合、その勾配が今までこうなってたやつが、指導を受けたからこうなったのかね。指導を受けなければ、こんなフラットになっているのかというような話を聞きたいんです。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。公共施設管理監。

- ○公共施設管理監(小野宏一君) 先ほども言いましたけれども、建築センターさんからご指導いただきまして変更しております。
- ○議長(我妻弘国君) じゃ、答弁を求めます。副町長。
- ○副町長(平間春雄君) 体育館の多分今の勾配、多分丸いのが主流なのかなと。ただこの設計については、こういう設計内容で最初は5%の屋根勾配だったんですが、先ほど説明しておるように、よりスムーズに排水できるようにということで、特にこれぐらいにしなさい、あれぐらいにしなさいという基準まではございませんが、速やかに排除できるようにということで5から10%に変更するということでございます。(「おれ。再々でないからね。再質だからね。言葉足りねえから、しゃべっただけであって」の声あり)
- ○議長(我妻弘国君) はい。ちょっと待ってください。
- ○14番(星 吉郎君) あのね、一般的な……。
- 〇議長(我妻弘国君) 暫時休憩します。

どうぞ、きちんとわかるように質問して、お話し合いしてください。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再 開

- ○議長(我妻弘国君)再開します。答弁を求めます。公共施設管理監。
- 〇公共施設管理監(小野宏一君) 大変失礼いたしました。

屋根の勾配については決まった基準はございません。屋根の素材とかふき方によりまして、 勾配を決めるようになっております。今回は建設センターさんからアドバイスいただいて、 より早く水を集めるというようなことでございます。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。じゃ、再々質問です。
- O14番(星 吉郎君) 数字がないということですから、一般的に公共の建物は、屋根のある分ですよ、勾配のある分はすべて雨漏りするというのが、私が知っている範囲では結構雨漏りしているんですね。ですので、勾配の考え方を、もっと急勾配にすれば雨漏りしないのかということだと私は感じてよろしいでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。副町長。
- **○**副町長(平間春雄君) 急にしたから雨漏りしないとかそういうことではなくて、多分今雨漏りしているのは、長年経過したいろんな部分が出てきてしているんだろうなということでご

ざいます。急にすれば雨漏りしないということでは決してございません。ただふだんの管理 とかそういったことで長持ちさせていくという方法でいくしか、雨漏りをとめていく方策は ちょっとないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長(我妻弘国君) 副町長。あれですか。例えば、うちらの方では経年劣化と、それからメ ンテナンスが不足していたということで雨ということですね。ま、はい、これで。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号、平成21年度船岡中学校屋内運動場改築工事(建築工事) (繰越明許) 請負変更契約の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成22年度柴田町一般会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第5、議案第2号、平成22年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました、議案第2号、平成22年度柴田町一般会計補 正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、先般の大雨による船迫中学校のり面の崩落に対する復旧工事を実施するための予算編成であります。これによります補正額は1,166万3,000円となり、補正後の予算総額は110億8,955万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 議案書3ページになります。

平成22年度柴田町一般会計補正予算です。

歳入歳出それぞれ1,166万3,000円を追加し、総額を110億8,955万2,000円とするものです。 内容については、6ページをお開きください。

まず、歳入について補正事項を説明いたします。

今回は地方特例交付金。内容については、説明の内容にあります児童手当及び子ども手当特例交付金、これが773万の増額。減収補てん特例交付金393万3,000円の増額。いずれも確定によるものです。児童手当、子ども手当特例交付金というのは、役場職員が給与の中で支払っている分について、国からその分の財源を補てんするという内容になります。減収補てん特例交付金については、自動車取得税、住宅取得控除、これの減税等によってルール分の地方に分けてもらえる分が少なくなった分についての特例として交付金が交付されております。今回の補正でもって、おのおのですが、児童手当特例交付金については予算現額が2,782万3,000円、減収補てん特例交付金については2,773万7,000円というふうになっております。

歳出については、今回9月11、12日の大雨による被害、これは船迫中学校ののり面の崩落がありました。その復旧費用として工事費394万円を補正するものです。

予備費については、歳入歳出の差額について、予備費に772万3,000円を措置いたします。 以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります**。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- O17番(白内恵美子君) 船迫中学校ののり面工事の詳細説明を求めます。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) まず、現在につきましてはブルーシートと土嚢で安全性を保ち ながら、のり面の応急仮設の工事を行っております。

それで、今後の工事内容ですが、補強盛り土工法ということで、排水性補強剤、のり面の浸 食防止剤を設置する工法を選択し、地下水対策を実施しまして、のり面表面には張り芝を設 置するものです。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 再質問ございますか。はい、どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) 何度か崩落しているところなんですが、今回ので大丈夫ですか。その 工法で、9月11、12日の大雨と同じぐらいの雨には十分耐えられるとお考えでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) この場所については、前にも崩落をしている場所でございます。今回の工事については、のり面の方に浸食防止剤などを設置することによって、それと

排水の補強、水がどうしてもここに流れてくるということですので、それらを回避するため の工事を行いますので、今後は同じような崩落は発生しないというふうに考えております。

- ○議長(我妻弘国君) 再々質問ありませんか。ほかにありませんか。12番舟山 彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 今回のこの補正の歳入の地方特例交付金ということで、先ほど説明で児童手当とか子ども手当、あと減収ということがありましたけれども、これはこういう歳出に回していいお金だということですよね。ちょっとこの関係ですね。先ほどの財政課長の説明では、職員の給料からどうとかということがあったんですけれども、こういう歳出に回していいお金なのか、その説明ですね。

それから、もう一点は、この前も奄美大島の方なんかで大雨がありましたけれども、柴田町としてのこの予備費の、何て言うんですか、適正、ある程度の予備費の枠、このぐらいとっておくのが妥当という言い方はおかしいんですけれども、予備費の考え方からしていざというときに使うものという意味で、今回の補正で2,200万ほどですか、ちょっとその予備費の考え方といいましょうかね、万が一のときの柴田町の予備費としてどのくらいが最低必要だというようなその考え方、財政課でお持ちなのか。その2点をお聞きします。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) まず1点目なんですが、今回歳入と歳出二つの補正かけていますが、この歳入をこの歳出に財源充当するという意味ではございません。たまたま歳入として、地方特例交付金が一般財源として入ってきたと。そして、歳出として今回工事請負費をやるということで、このお金がこのお金になるという意味での今回の補正ではありません。たまたま時期が同じなので、二つを計上したというふうにご理解いただきたいと思います。

予備費の適正額なんですが、100億の予算規模を持つ自治体として、2,000万くらいが適当なんだろうというふうに思っています。もちろん大規模災害で足りないようなときについては、専決補正という手もありますので、そういう形ではしていきたいと思います。

なお、今回予備費の執行なんですけれども、5月24日にも降雨がありました。9月11、12日の降雨で、ちょっと急がなければいけないものもありまして、今年度は895万、既に予備費からそういう災害の復旧工事を充てております。主にそういう使い道になるかと思います。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問、どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 歳入と歳出の関係はわかったんですが、ただ予備費は、結局は中学校ののり面工事に394万ほどかけたその残りが770万幾らですか。歳入の方の1,100万ほどの補正を

して、歳出の方で学校の工事の方が390万幾らですから、予備費にはその残りの分を計上した と見てよろしいんでしょうか。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(水戸敏見君) 当然、歳入歳出は予算上は同額にしますので、歳入が入ってくれば、この工事費と同じ金額がたまたま入ればいいんですけれども、そうでなければ歳入をどこに置くかということを決めなきゃいけないんですが、現段階では支出をふやすという要求事項はありませんので、一たん予備費に置くというふうな判断をしたわけです。以上です。
- 〇議長(我妻弘国君) ほかに。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) 船迫中学校の工事についてなんですけれども、この394万円という額で、このぐらいかかるんだなという先ほどの説明ではなかったと、私は受けとめております。それで、どのくらいの規模になるのか。工事のさっきの説明は、排水するんだというふうなことの目的でのお話をされましたけれども、実際幅がどのくらいでどういった量のやつをやって394万円になるのかというふうなところ、質問いたします。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 今回崩落しました、まず幅なんですけれども7.5メートルの幅で、長さが8.3メーターぐらいの長さで崩落しておりました。流出量は大体62立方ぐらいになっております。この面積について今回補修を行う、先ほどお話ししました工法で補修を行うというふうな工事になります。
- O議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) 自然ののり面なのか、洋服みたいなそういう護岸というふうなコンク リートの構造物をつくってのり面をとめるとか、土量だけで394万もかかるということなんで すか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(小池洋一君) 土量だけで400万かかるというようなお話ですが、当然そこには埋め戻しはしますが、その中で浸食防止剤を設置したり、それから排水性の補強剤を使ったりということでの地下水対策を実施するということで、約400万の経費を見込んでおります。以上です。
- ○議長(我妻弘国君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号、平成22年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年柴田町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時58分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成22年10月28日

議長

署名議員 番

署名議員 番